

※ 登録番号	第192号 (令和3年5月10日)		
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業 総合不動産投資顧問業		
2.法人・個人の別	法人 個人		
(ふりがな)	かぶしきかいしゃ ひがしさくらとしけんちくじむしょ		
3.商号又は名称	株式会社 東桜都市建築事務所		
(ふりがな)	すずき しょうぞう		
4.氏名 (法人である場合は代表者氏名)	鈴木 聖三		
5.資本金額	1,000万円		
6.役員			
(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別	
すずき しょうぞう 鈴木 聖三	代表取締役	常勤	非常勤
すずき まさのり 鈴木 正徳	取締役	常勤	非常勤
すずき けんし 鈴木 研史	取締役	常勤	非常勤
いとう せいじ 伊藤 誠治	取締役	常勤	非常勤
すずき たかこ 鈴木 孝子	監査役	常勤	非常勤

#### 7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏名 (使用人の種類)	職名	統括する業務の別
すずき しょうぞう 鈴木 聖三	代表取締役	助言業務
計 1 名		

## 8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
株式会社 東桜都市建築事務所	昭和58年 10月14日	〒461-0005 愛知県名古屋市東区 東桜二丁目 14-7 電話番号 (052) 932-2150
計 1 店		

## 9.業務の方法

1. 投資助言業務は、次のような不動産を対象として行なう。
- ① 種類：主に業務用ビル
  - ② 規模：主に延床面積 100 m<sup>2</sup>以上
  - ③ 所在する地域：主に愛知県名古屋市及びその周辺
2. 助言の方法は、主に単発的な取引に係る助言及び一定期間継続的な資産運用に係る助言等
3. 報酬体系は、不動産コンサルティング技能登録者制度の報酬算定方法に準ずるコストアプローチ方式とする。  
(報酬体系)
- ①単発的な取引の場合  
直接人件費 + 経費 + 技術料 + 特別経費 とし、その内訳は、  
日当 30,000/日 × 日数 + 20,000 円 + 10,000/1 件 +  
出張旅費等実費とする。
- 補足 1 経費は直接経費と間接経費に分けられる。  
直接経費：印刷製本費、複写費、資料調査費、交通費等のコンサルティング業務に関して直接必要となる経費の合計。  
間接経費：技能登録者事務所を経営していく為に必要な人件費（直接人件費は除く。）研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、賃借料（含コンピューター使用料）消耗品費等の経費の合計。
- ②一定期間継続的な場合  
定額/月（顧問料的なもの）+ 案件別報酬（直接人件費+経費+技術料+特別経費）とし、月額 100,000 円以内とする。但し、建築計画、事業計画については、設計料の報酬として別途精算する。
4. 報酬の受領時期は、単発的な助言の場合は、契約締結後で助言報告書提出時、継続的な助言の場合は毎月末とする。

1 0.既に有している免許、許可又は登録

業 の 種 類	免許等の番号	免許等の年月日
1. 金融商品取引法第29条の登録		
2. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	愛知県知事 (11) 第12633号	令和6年1月10日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

1 1.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

1 . 土木建築工事の設計、監理に関する業務
2 . 不動産の売買、賃貸借、管理、仲介等の取引に関する業務
3 . 投資業
4 . 損害保険の代理業務
5 . 駐車場の経営
6 . 生命保険の募集に関する業務
1 0 . 建築請負業
1 3 . 不動産コンサルティング業務
1 4 . ファイナンシャルプランニング業務
1 5 . 一般不動産投資顧問業
1 6 . 前各号に附帯する一切の業務

1 2.主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数 又は出資の金額	割 合	住 所
すずき しょうぞう 鈴木 聖三	91株	91%	愛知県
すずき けんし 鈴木 研史	9株	9%	愛知県

1 3.役員の兼職の状況

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類